

平成27年度 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議

- 開催日時 平成27年9月3日(木) 9時30分から11時30分まで
- 開催場所 大阪市役所(本庁舎) 屋上階(P1) 共通会議室
- 出席者
 - (委員) 内田座長、松島座長代理、岡委員、高瀬委員、松井委員、水谷委員
 - (大阪市) ・事業所管局部課長
建設局 野間田業務改革担当課長、石井街路課長
・市政改革室(事務局)
中尾市政改革室長、大東PDCA担当部長、大倉PDCA担当課長

○議題等

1 開会	1
2 議事	2
(1) 座長の互選について	2
(2) 平成27年度事業再評価について	3
ア 事業再評価の実施方針等	3
イ 事業再評価対象事業の説明・質疑応答・意見聴取	6
(3) 再評価対象外事業について(報告)	21
(4) 継続中事業の自己評価結果について(報告)	22
3 閉会	23

1 開会

○大倉PDCA担当課長 それでは定刻になりましたので、先生まだ1名遅れられているようですけれども、進めさせていただきたいと思います。それでは、ただいまより平成27年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催いたしたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、市政改革室PDCA担当課長の大倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座らせていただいて進行させていただきます。

それでは本日の会議につきましては、今年5月に当有識者会議の方に御就任いただきました委員の皆様による最初の会議でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。お配りの資料の1枚目、次第の裏でございますが、会議委員名簿をつけさせていただきます。

まず順に紹介させていただきます。

大阪市立大学大学院工学研究科教授の内田敬様です。

○内田委員 内田です。よろしくお願いします。

○大倉PDCA担当課長 続きまして、弁護士の高瀬久美子様です。

○高瀬委員 高瀬です。よろしくお願いします。

○大倉PDCA担当課長 公認会計士の松井年志子様です。

○松井委員 松井です。よろしくお願いします。

○大倉PDCA担当課長 京都大学大学院工学研究科准教授の松島格也様です。

○松島委員 松島でございます。よろしくお願いいたします。

○大倉PDCA担当課長 神戸大学理事総括副学長の水谷文俊様です。

○水谷委員 水谷です。よろしくお願いいたします。

○大倉PDCA担当課長 岡委員におかれましては、到着が遅れられているようですので、

到着されましたら御紹介をさせていただきたいと思えます。

次に、大阪市の当会議の事務局のメンバーを紹介させていただきます。

市政改革室長の中尾でございます。

○中尾市政改革室長 中尾です。

○大倉P D C A担当課長 P D C A担当部長の大東です。

○大東P D C A担当部長 大東です。どうぞよろしく申し上げます。

○大倉P D C A担当課長 それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料の方を確認させていただきます。

先ほどの次第を1枚めくっていただきまして、資料一覧をつけさせていただいております。その後ろに本日の資料といたしまして、まず1つ目が資料1として大阪市建設事業再評価実施方針、その後ろに参考資料として評価の視点と評価分類の整理というものと、その後ろにもう1枚参考で「大規模評価について」というものをつけさせていただいております。資料2-1としましては、今年度の再評価の対象一覧表、その次に資料2-2、2-3、2-4と今回御意見いただきます再評価の事業の関係の調書というふうになっています。資料3につきましては、今回の事業再評価の対象外というものにしたものの今後の取組方針等。資料4につきましては、継続中事業の自己評価の結果を取りまとめたものというふうになっております。

資料の不足等ありましたらお申し出ください。

2 議事

(1) 座長の互選について

○大倉P D C A担当課長 それでは議事の方に入ってまいりたいと思えます。

まず1つ目、座長の互選についてですが、本日は委員の皆様就任後、初めての会議でございますので、座長の選出をお願いしたいと思っております。

お手元に委員の方々には有識者会議の開催要領をつけさせていただいておりますが、座長につきましては、大阪市建設事業評価有識者会議の開催要領第4条第1項の規定で、委員はその互選により有識者会議の議事を進行するその座長を定めるということになっております。いかがでしょうか。推薦等ございましたら、よろしく申し上げます。

○高瀬委員 建設業の御専門性とか、これまでの御経験を踏まえまして内田先生にお願いしたらいかがかと思えますが、いかがでしょうか。

○大倉P D C A担当課長 ただいま高瀬委員から内田委員を座長にとの御発言がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大倉P D C A担当課長 それでは御異議がないということなので、内田委員に座長の方をお願いすることといたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず内田座長の方より御挨拶をお願いいたします。

○内田座長 はい。どうも御推挙いただきまして、ありがとうございます。

改めて簡単に挨拶、自己紹介にかえさせていただきますけれども、内田と申します。専門は工学畑の方の土木計画とか、特に交通に絡むような、道路事業等について研究、教授をしております。そういった経緯もあり座長に御推挙いただいたと思っております。ありがとうございます。

教育とか研究についてはよく申し上げる話で、どうやってやっていくのか、特にP D C Aに関して言えば、かつてはP D C AなんてP D C、Aが明確でない状態もありましたけれども、もう何十年も前から必要性について言ってきたわけなんです。一方で市の組織の人間ですので、公立大学法人の一員として、あるいは教育プログラムの認証プロセスの一環として、チェックがいろいろあって、P Dの主体としてやってきてチェックされると、

「何を訳の分からんことをごちゃごちゃ言ってるねん。」というのを日常的に経験している立場でもあります。ですので、その経験を踏まえて常々思っておりますのは、ちゃんとチェックする。客観的に見直すというのは非常に重要なんですけども、単に進捗状況を進んで、進んでないだけではなくて、進んでないなら進んでないなりの理由が当然ある訳でして、その中で特に公共事業においては事業主体である、担当されている方々だけで済むわけでは当然ないということも踏まえた上で、やるべき事業については更に確実に進めていくためには、周辺の方々、利害関係者、広くは市民という方々ですけれども、適正な理解をしていただくために現状がどうなっていて、その理由がどうかというあたりをきちんと訴えられるようなものを整理していく必要がなかろうかなというふうに常々感じております。ですから、そういった面でせつかくこう集まっているわけですから、幾ばくかでも貢献できればいいかなと思っております。何分この会議、こういったような組織、他の自治体ではやったこともありますけれども、大阪市さんのような大きなところでやるのは初めてでございますので、いろいろ不慣れな点もあるかと思えます。よろしく願いいたします。

○大倉P D C A担当課長 ありがとうございます。

それでは今、岡委員が来られましたので、御紹介させていただきます。

今回、お越しいただきました関西大学環境都市工学部准教授の岡絵理子様です。

○岡委員 遅れまして申しわけありません。岡と申します。よろしく願いいたします。

○大倉P D C A担当課長 それでは次に、座長代理の指名の方をお願いしたいと思います。同じく、大阪市建設事業評価有識者会議の開催要領第4条第2項の規定におきまして、座長代理につきましては、座長が指名するということになっております。

座長、いかがでしょうか。

○内田座長 はい。事故があったときということですので、ぜひ御専門について、私よりも詳しい松島委員にお願いできればと思えますけれども、松島委員、いかがでしょうか。

○松島委員 分かりました。了解いたしました。

○大倉P D C A担当課長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきまして、内田座長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

(2) 平成27年度事業再評価について

ア 事業再評価の実施方針等

○内田座長 はい。それでは進行させていただきます。

お手元の次第を御覧いただきまして、2の(1)が終わりましたので、(2)27年度の事業再評価について、ということで行きたいと思えます。

まずはアに挙がっております「事業再評価の実施方法等」ということでして、資料説明を事務局からお願いいたします。

○大倉P D C A担当課長 はい。それでは、お手元に配付しております資料1、平成27年度大阪市事業再評価実施方針について、概要の方を説明させていただきたいと思えます。

資料を見ていただきましたら下線を引いているところがございますが、昨年度の実施方針につけ加えまして、昨年度当会議の方でも御意見をいただきながら評価の方法等の内容について、見直し等の検討をした結果を追記等している部分を下線部であらわさせていただいております。

実施方針の内容につきましては、まず事業再評価対象事業といたしまして、新たに昨年の議論の中で90パーセント以上の進捗が図られ、当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものというものを今回の再評価の対象事業から対象外にするという規定を新たに設けさせていただいております。

次の評価の時期につきましては、記載のとおり年度当初に調書の方を作成しながら、当有識者会議の方で意見をいただいて、意見の方の取りまとめをして公表していき、対応方針については2月頃を目途に発表していくというような全体の流れにさせていただいております。

まず評価の視点につきましては、昨年と同様に1、事業の必要性。2、事業の実現の見通し。3、事業の優先度という大きな視点の中で、1枚めくっていただきまして、(4)評価の分類といたしまして、5分類を設けさせていただいております。これも昨年度と同様の内容になっておりまして、事業継続につきましては、A、B、Cということで優先度に応じて分類をさせていただいております。事業休止、中止ということの分類をさせていただいております。

(5)の評価方法につきましても、これまでどおりの再評価の調書作成するというのがまず1つですけれども、これも下線部のところで昨年度の見直しの検討の中で、調書の方を別の調書で、いわゆる簡略化したような調書で作成するというのを設けさせていただいております。その条件といたしまして、前回の評価で継続A、またはBと評価し、今回の再評価で今後の事業評価案を継続AまたはBと評価している場合、かつ社会経済状況の変化に伴う事業費の変更や事業期間にほとんど変更がほとんどないというもの。具体的には事業費増が10パーセント以内で、事業期間の延長が10パーセント以内というような場合につきましては、調書様式2というもので評価の方をしていくというふうなものを設けさせていただいております。

その下の第2としまして、継続中の事業の自己評価ということで、新たに設けさせていただいております。これにつきましては、再評価につきましては5年に1度になりますが、その間の継続中の事業につきましてもPDCAサイクルを意識した取組を進めるべきという観点から、昨年度の取組状況について自己評価を行うというものを新たに設けさせていただいております。

第3には公表の規定を載せておりまして、先ほどの継続中の事業の自己評価についても当委員会では後ほど報告させていただいて、公表していくというふうにさせていただいております。

これが今年度の実施方針というふうにさせていただいております。後ろにはその様式をつけさせていただいておりますので御参照ください。

その後に参考資料といたしまして、A4の横ですけれども、評価の視点と評価分類の整理というものをつけさせていただいております。この考え方も昨年度までの評価の考え方そのまま今年度も使用させていただいております。先ほどの評価の視点をより具体的に評価の例示を挙げさせていただきまして、評価分類につきましてもA、B、Cの評価を具体的にどういったものかを考えるかというところのポイントを示させていただいております。この評価分類に基づいて今回の所管局の方で評価の方をしていただいて、今後の対応方針というものの案を取りまとめていただいております。

次に、もう1枚参考に「大規模事業評価について」ということで、PDCAサイクルの要綱の抜粋をつけさせていただいております。この大規模評価、いわゆる事前評価に当たるものですが、これにつきましても昨年度当会議の中でも御意見をいただきながら一部見直しをさせていただいております。大きくは下線を引いているところですが、いわゆる対象事業の方を見直しております。下の四角の表のところに入っておりますが、道路・街路整備事業等ということで並んでいるものにつきましては、昨年度までは100億円以上のものを対象としておりましたが、それを10億円というふうに変えております。次の建設事業につきましては、50億円であったものを10億円に変えております。

また、除外規定ということでその真ん中のところに下線を引かせていただいておりますが、次の事業については除くことができるということで、いわゆる維持修繕であるとか、災害復旧等、耐震改修の事業、あと既存の施設で建てかえ、または更新で用途等の変わら

ないものについては対象にしないということで、対象事業費の方を10億ということに変えさせていただきます。

今年度は下げたんですけども、対象事業につきましてはございませんで、ただ今後今予定している中では20～30億程度の建設事業なんかの計画がありますので、来年度以降はこの大規模事前評価についても物件が挙がってくるというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

簡単でございますが、事業評価の実施方針等について御説明を終わらせていただきます。
○内田座長 はい、ありがとうございます。ただいま実施方針について、説明いただきましたけれども、御質問等ありましたらお願ひいたします。

昨年度の議論を踏まえて、より効率的に対象も絞り込むし、言い方が不適當ですけども無駄に分かり切っていることを書くような様式を改めるところがポイントかと思ひますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

私から一つだけ、参考の方なので本筋とは違うんですけども、今回は案件がないということでしたが、大規模事業評価、いわゆる事前評価に関して表の上に下線が引いてある部分ですが、次の事業については除くことができる。必ずやらないということではないけどもやらなくてもいいというものとして、災害復旧とか耐震改修は容易に理解できるんですけど、既存の建てかえ、または更新で用途の変更を伴わないものとなってくると物すごく幅が広いというか、今後20年、30年スパンで見ていくと実はこういったものばかりになってくるんじゃないかなというような気もするわけなんですけれども。そのあたりいかがでしょうか。

○大倉P D C A担当課長 これは去年もいろいろ御意見いただいておりますけど、想定しているのは単純ないわゆる小・中学校の建て替えなんかは規模も含めて条件が固まっているものなので、特に事前に調整等も含めて議論するようなものではないということがありましたので。

○内田座長 そっちはすごくスッと入ってくるんです。

○大倉P D C A担当課長 そこは除くということができるといふようにしているので、少し物件を見ながらというところは残してはいるんですけども、何でもかんでもできるものではないようにしています。

○中尾市政改革室長 去年も大変議論になりまして、用途の変更を伴わないものという、これの定義づけですけども、例えば機械電気設備でポンプの形式が変わりましたという場合は、これに当たるんですか、当たらないんですかと細かい議論は大分したんですけどね。ただ、きちんとどこで線を引くかというのは難しいので、最終的にはこの議論よりもむしろ必ずしも「ではない」というような規定をやめて、中身を見て判断しましょうかという形になりまして、ちょっと最終的にはこういうことができると、規定に変えた経緯がございます。

○内田座長 はい、ありがとうございます。趣旨とかはよく分かるんですけども、ただこの資料だけ独立で見たときのことで余計なおせっかいなんですけれども、何か注なんかでも入れていただいて、基本的な考え方ですね。箱であったり、ポイント的なものについては基本的には余り関係ないでしょう。それに対して、この下の表にあるような街路とか、あるいは都市高速鉄道事業とか、河川整備事業になってくると、そういった規模が大きなものになってくると、やっぱりちょっと違うよねという感じがあるかと思うんですけども。本文の方ではなくて、何か注みたいなもので、議論の経緯というのを入れていただくとニューカマーにとってというか、この書類だけ見たときに分かりやすいかなということを感じました。余計なお話です。

余りこのことばかり言ってもあれですので、先に進めたいと思ひます。

イ 事業再評価対象事業の説明・質疑応答・意見聴取

次第の(2)のイです。事業再評価対象事業の説明・質疑応答・意見聴取ということですが、まず今回の事業再評価の対象事業について、事務局から説明をお願いいたします。
○大倉P D C A担当課長 それではお手元の資料2-1をごらんください。

平成27年度事業再評価対象事業一覧表をおつけさせていただいております。簡単な概略だけを載せておりますが、今年度につきましては2事業が対象というふうになっております。2つとも街路事業になってございます。再評価の理由につきましては、下に幾つかの規定の中で④、いわゆる前回再評価を実施した年度から5年以上経過し、なお継続中のものということで、平成22年度に再評価を実施したもので現在継続中になるものについてということで今回再評価の対象になっております。前回の対応方針を参考に入れさせていただいておりますが、途中小さなa、b、cというところが今年度、後の調書の方から抜粋をさせていただいております。それぞれ対応方針、それから特に事業の内容の見直しがあったかどうかと、完了期間の延長があったかというところだけを少し抜粋させていただいております。番号1の方につきましては、完了年度の方が延長されている。2につきましては、特に事業内容の見直しはございませんで、期間の延長もありませんので先ほどの評価の調書の規定を設けさせていただいた、いわゆるその事業費の変更なく、事業期間の延長もないと、かつ左の対応方針につきましても前回同様継続Bということで今回案になっておりますので、これにつきましては調書は先ほどの様式2の簡略したような調書で今回作成をしております。

簡単ですけども、対象事業について御説明させていただきました。

○内田座長 はい、2事業が対象になるということです。後ほど説明させていただいてから、今の取りまとめのことについても御意見等ありましたらお伺いしたいと思います。まず全体のことと1件目の件について、説明させていただいてそれが妥当かどうか判断というふうに、進めていきたいと思っております。

では部局である建設局からまず20分程度で説明をお願いしたいと思います。

街路事業実施状況について

○石井街路課長 建設局街路課長石井です。よろしくお願いたします。

それでは、今回事業再評価の対象となっている2件について、街路事業全般の実施状況から資料2-2に基づいて説明いたします。

まず資料2-2のシートナンバー1の右下に1番と記載しております「局運営方針に照らした事業の位置づけ」です。大阪市建設局は、道路、橋梁、河川、下水道、公園と都市基盤全般の整備・管理を行っております。この中で街路事業の局運営方針における位置づけは、経営課題2にある都市基盤施設の震災対策を着実に進めることとして、密集市街地における地震や災害時の延焼遮断帯、緊急輸送路や避難路等の交通機能を担う都市計画道路について、特に優先的な取組が必要な地区の骨格路線のうち、急がれる路線の整備を重点的に進めております。

また経営課題4の都市計画道路の整備ですが、交通の円滑化に資する取組を推進するため、淀川左岸線2期の都市高速道路や連続立体交差事業などの街路事業を行っております。続きまして、資料はシートナンバー6になります。

街路事業の流れと都市計画法の関わりと、特に街路事業の流れに重点をおいて説明いたします。街路事業として、現在大阪市では、都市計画決定した都市計画道路が約511キロメートルあります。これはシートナンバー9にも記載しておりますが、ほとんどが幹線道路であります。これら都市計画道路を事業化する際には、大阪府知事に一定の整備効果が見込まれる区間を一つの単位として事業認可を申請しております。これにより実際の事業

を開始することになります。事業認可後は、事業実施に関して、地域への事業説明、関連機関との協議を行います。関連機関との協議には、具体的な道路の整備内容に関して、交通管理者である警察や関連する河川管理者、鉄道事業者などと協議を進め詳細なところをまとめていくこととなります。

一方、工事の前提となる用地取得については、地域の方へ計画概要や事業の趣旨などを説明しながら進めております。資料には用地補償として記載あり、街路事業全体は建設局が主体となりますが、大阪市では契約管財局が不動産取得の担当部署となっております。そこと連携を図りながら、権利者の方と具体的な交渉や補償費などの算定、金額・契約などは、契約管財局が主体となって行っております。これら用地の取得、関係機関との協議が終われば実際の工事に着手できますので、建設局で工事を発注し、施工していくこととなります。

最終的には事業が完了すると道路の供用開始という流れになります。

以上が街路事業の流れになります。次に、シートナンバー9に移ります。現在の街路事業の事業箇所や実施状況になります。街路事業では、都市計画道路の総延長が約511キロメートルあり、この内整備済みの延長が約407キロメートルと全体の約80パーセントが完了している状況です。現在も街路事業として33路線、延長約36キロメートルを市内で事業化しております。

今回の再評価の対象は、淀川の北側に位置する淀川北岸線と、もう一カ所は、市の南西部に位置する津守阿倍野線になります。

続きまして、街路事業に関連する事業費の推移について、シートナンバー10、11で説明いたします。特にシートナンバー11は、近年の街路事業全体の事業費の推移を載せております。街路事業としては、歩行者専用道整備、連続立体交差事業、電線類地中化、道路改築、と大きくはこのように分類でき、今回のような道路の新設や拡幅事業は、道路改築の分類になります。この事業費の推移からは、平成18年度に153億円であったものが今年度予算では56億円となり、10年前の約4割弱になっております。

このような厳しい予算状況の中で、街路事業の進め方をまとめたものがシートナンバー12になります。選択と集中の考え方（街路事業について）としております。本市の街路事業においては、特に「道路と鉄道の立体交差」や「密集住宅市街地における骨格路線」などに重点的に投資し、整備を進めております。また、「重点整備路線・完了期間宣言防災路線」として、用地取得率が高く整備効果が早期に発現できる路線や地震時における密集市街地の被害を軽減するため防災環境軸の核となる路線なども重点的に整備を進めております。さらに「他事業関連路線、鉄道・立体交差事業関連路線・地域高規格道路」など、他事業と連携して進めることが事業進捗上、有利な箇所や先送りすることの影響が大きく、他事業の進捗にあわせる必要のある路線については、それら関連する事業と連携し、重点的に投資を行い、整備を進めております。

なお、密集市街地に関しては、シートナンバー13の現状と課題として、大阪市内のJR大阪環状線の外周部には戦災による焼失を免れた地域が多くあり、ここを中心に密集市街地が広がっております。この密集市街地では、さまざまな課題を有しており、防災性向上の更なるスピードアップが必要であるため、特に優先的な取組が必要な密集市街地として約1,300ヘクタールを指定している。大阪市内には約3,800ヘクタールの密集市街地がありますが、その中でも特に優先的に取組が必要なところを選定して事業を進めることとなります。シートの右側に資料がありますが、ここでハッチのかかっているところが優先的に進める密集市街地の優先地区になっております。この中で、密集市街地の防災骨格、すなわち各ブロックの外周部を形成する骨格路線となる都市計画道路については、延焼遮断や救助、消防活動、避難の空間という機能を発現するため、優先的に整備を進めるなど、防災性向上に向けた取組みとして密集住宅市街地重点整備プログラムを平成26年4月に策定しております。それに基づいた路線に該当する都市計画道路には重点的に投資を行い、整

備を進めております。

続いて、シートナンバー14、15は事業中の路線の一覧になっております。

次のシートナンバー16は、今回の対象事業の位置を示したものです。

以上で街路事業の実施状況の説明を終わります。

○内田座長 はい、一旦切りますか。続けて行きますか。1件目についてもお願いします。

事業番号1 津守阿倍野線整備事業

○石井街路課長 引続き、今回の対象事業の津守阿倍野線について説明いたします。

資料2-3になります。まず再評価理由は、事務局の説明にもありましたが、前回の再評価年度から5年以上が経過し、なお継続中のものに該当いたします。

所在地は、市域の位置図として先ほどのシートナンバー16と、より詳細なものを次項の図1に破線で当該路線を示しており、西成区旭3丁目から西成区梅南町までの区間になります。この路線の東端は、地下鉄四つ橋線の花園町駅を上がったところでここが終点になります。

次に事業の目的として、この路線は本市南西部の西成区の津守地区と阿倍野区を東西に結ぶ幹線道路であります。特に、西成区内においては、東西の幹線道路の整備が進んでいない状況であり、十分な道路ネットワークを形成しておりません。このため、津守阿倍野線を整備することで機能的な道路ネットワークを形成し、市内における自動車交通流の円滑化が図れます。また、事業区間の東端になる花園交差点では東西道路がいびつな形状になっており、整備によりこれを解消することが期待されます。この路線については、先ほども説明しました大阪市の密集住宅市街地重点整備プログラムで特に優先的に取組が必要な密集市街地における防災骨格を形成する路線に位置づけており、整備によって防災機能の向上が図られます。

事業内容は、延長680メートル、現状15メートルの幅員を25メートルに10メートルの拡幅計画になっており、将来は両側4車線の道路を整備するものです。

事業の必要性の視点からの評価は、一つ目の事業を取り巻く社会経済情勢等の変化として、本路線は密集住宅市街地重点整備プログラムにおいて、密集市街地の防災性向上など、優先的に整備する骨格路線に位置づけられており、重点的に予算を確保し、事業を進めていくことにしております。

二つ目の定量的な効果の評価としては、過年度に国土交通省が示しております費用分析マニュアルにより、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の3つの視点で定量的な分析を行っております。その簡単な概要を図2に示しております。

三つ目として、それぞれの便益の合計が111.9億円、整備に要する費用が90億円で、費用便益比は1.24と便益が上回っていることを算出しております。

次に事業の必要性の視点として、4つ目の定性的な効果の具体的な内容は、記載のとおり、機能的な道路ネットワークの充実、交通流の円滑化に伴う周辺環境の改善、災害時における避難路及び延焼遮断帯などの防災空間の確保、安全で快適な歩行者空間の確保などとしております。

事業の必要性の評価としては、本路線の整備により東西方向の機能的な道路ネットワークを形成し、アクセス性の向上、歩行者等の安全・安心な通行空間を確保するとともに緊急時の避難路として必要性が高いと考えております。また大阪市の密集住宅市街地重点整備プログラムの密集市街地における防災骨格を形成する路線であるため、防災機能の向上を図るためにも整備の必要性は高いとしております。

次は、事業の実現見通しの視点からの評価になります。今回の評価時点で、完了予定年度を平成30年度としております。現在の用地の取得率は、85パーセントで資料の図3のハッチがかかっているところに残物件があり、それ以外のところは用地取得が完了しております。一部の箇所については、既に歩道整備や電線類の地中化工事に着手しております。

このように一部工事にも着手しており、工事進捗は9パーセントとなっております。

事業の実現見通しの視点として、未着工あるいは事業が長期化している理由については、用地取得において、売買に難色を示されるなど用地交渉の難航によるものです。

これらから、事業の実現見通しの評価として、本路線は用地取得率も90パーセント程度まで進捗し、まとまって取得できた箇所から順次歩道整備を行っております。また、大阪市の密集住宅市街地重点整備プログラムにおいても、密集市街地の防災・減災の推進に資する骨格路線に位置づけられております。さらに局運営方針においても、重点整備路線と位置づけられており、重点的に予算を確保し、用地取得が終われば集中的に工事を行い、予定年度での完成を見込んでおります。

5番目の事業の優先度の視点の評価としては、本市の密集住宅市街地重点整備プログラムに位置づけて優先的に整備を行う路線として考えております。

7番目の対応方針については、事業継続Aと考えております。理由は、これまでの各視点の評価より東西方向における機能的な道路ネットワークの形成、歩行者の安全・安心な通行空間の確保、緊急時の避難路として必要な事業であるとともに密集住宅市街地重点整備プログラムにおける防災骨格に位置づけられた事業でもあることから優先的に予算を確保する路線として、事業継続Aとしております。

今後の取組方針についても、整備が必要な路線として予算を確保し、用地取得完了後工事を実施して、完了予定年度での完成に向けて重点的に事業を実施するものと考えております。

以上です。

質疑応答・意見聴取（事業番号1 津守阿倍野線整備事業）

○内田座長 はい、ありがとうございました。では、具体的な質問と議論に進んでいきたいと思いますけれども、直接的には最後に御説明いただいた資料2-3に基づいて、再評価及び対応方針案が妥当かどうか、これで中身が妥当かどうか、それから妥当性は認めたとしても、裏づけの資料としてこれで十分かどうかというような点について、具体的に議論していくことになるかと思っております。

それを念頭に置いていただいた上で、街路事業全般であったりとか、御説明いただいた内容全てについて、まずは御質問いただいて理解を深めたいと思っておりますけれども、水谷委員、いかがですか。

○水谷委員 座長から指名いただきましたので、私、個別のこれだけに限らず数年間この建設評価でやっている高瀬委員も同じことを何度も言っていたと思うんですが、やはり長期化してしまうというのは用地取得がスムーズに行けてないというのがやっぱりキーになるのではないかなと思っております。今回、85パーセントまで行っているというふうにあるのですが、残り15パーセントのこのシェードにかかった部分のところで幾つか未取得区域となっているのですが、1つポイントとしてお聞きしたいのはこの何軒あるのか分かりませんが、用地取得に関しては同意されているわけなんですか。それとも、まだ納得できないというか、その途中であるということなのか、その辺はどうなのかなというのがあります。というのは、工事とか進められるのは多分建設局さんの方で粛々とやっていただけているのはあるんですけども、全市的にやはり用地取得が防災やいろいろな観点で必要性を理解していただいて、できるだけ早くそれが実現できるようにしていかないといけないのは、やはり全市で持っている例えば用地を取得するところもサポートいただきながらやらないとなかなかこういうのは進まないのじゃないかなというのがあるので、その辺の見通しとか仕組みが変わったのかどうか、その辺をちょっと教えていただければと思います。いかがですか。

○石井街路課長 用地取得に関する仕組みとしては、用地の交渉や補償金額の算定などを契約管財局で行っております。これまでと仕組みは変わっていませんが、やはり事業を進

める上では事業を主管している建設局と契約管財局が連携を図って権利者の方に事業内容をご理解いただけるように、交渉に努めております。特に事業自体に反対という声は聞きませんが、用地取得が長期化している理由としては、補償金額の乖離や用地境界の確定がなかなかできないところがあります。単に道路の境界だけではなく、権利者同士の境界でなかなか合意に至らないところもありますが、それでも事業の趣旨をご理解いただき、早期に着手できるように契約管財局と連携を図って権利者の方に説明している状況であります。

実際、着手できるところから工事を実施しており、事業の進捗状況についても、地域の方や残っている権利者の方に一定の効果が発現していることを示しながら交渉を進めております。

○内田座長 関連してなんですけども、資料の2-3、様式1という書いてるものですけど、裏面のところ、上半分の4、事業の実現見通しの視点ということで、⑤のところになんか話を書いてありますけれども、地価が下落傾向にあったために売りに難色を示されると、底のときに売るのは嫌だというようなことだと思いますけれども、それだけなのかな。一応、地価、このあたりはまだ下げ止まってないかもしれませんが、逆に上がる可能性があるなという、これは本当に事業努力が更に厳しくなるという見通しもありそうな気がするんですけども、だから再度あと5年で完了できるというあたりの見通しについて、もう少し詳しく教えていただければ。

○石井街路課長 土地価格だけという訳ではなく、権利者の方から聞きますのは、用地境界の問題や買収のタイミングもあります。事業の趣旨や内容は理解していただいておりますが、一番最後に買収してほしいなど、権利者の方のライフサイクルの中で考えられたり、また、商売上のタイミングなどもあり、それらは事業全体のスケジュールを考えながら適切な時期にご協力をいただけるように交渉を進めております。

○水谷委員 何度も同じことを言うのは、恐縮であれなんですけど、やっぱりこれ長期化するというのは、ここのところで影響はないと考えられるって書いてるけども、経済学的にいうと、機会費用の損失というのは物凄く大きいんですよ。それがやっぱりいつまでにやらなあかんか決めたら、やらないといけないというのがあるんですよ。ということは、やり方そのものがまずいかなというのがあるんで、それはちょっと建設局さんやら大阪市のやり方、事業を完成するまでのプロセスをもう一回見直すということが1点あるだろうと思います。

それから今度住民の方にとっても、2つの面があって私の知っているところではやはりその地域の人にとってはメリットがほとんどないけれども、他の地域の交通とかそういうメリットがあって、何で自分たちがライフサイクル、先ほどおっしゃったんですけども、ところを半分犠牲にしながら何かやらなあかんかというのが当然あって、それが全体としては理解できるけれどもという言葉になると思うんですよ。それは、やっぱりスタート地点のところでの問題があると思うんですが、でも一旦決まったら、ある程度決まった時間でやらないと、これ私の知っている案件でも50年たってようやくそこに住んでいる人が亡くなったりして、事業が実施できるというような形になるとそのまち自身も結局さびれてしまったりというのがあったりするんですよ。ですから、今回、この件に関していうと進捗率が85パーセントだから残り見通しは大丈夫だろうなというのが、多分そう願いたいと思うんですけどもそのやり方自身ももう少し期限を決めて、何か実施することをもうちょっと真剣に考えてやらないとまずいのではないかなというふうには思っています。ですから、これ結局具体的なあれはどうなるかというのは各権利者の事情もあるのはそこまでは分かりませんから、その辺、今の段階で何とも言えないんですけど、十分考えていただければというふうに思います。済みません、余り私ばかり。

○内田座長 はい、他の委員さん、いかがでしょうか。

岡委員からどうぞ。

○岡委員 初めてのことなので、分からないことがいろいろあるので教えていただきたいんですけども、まず1つ目の津守阿倍野線の都市計画決定した時期を教えていただきたいのと、それから平成27年から平成30年に完了年度は延長されているのですが、これはいつの時期に決定されたものかという。それから平成30年に向けてどういうふうにしていけるおつもりか。最終的には強制収用みたいなことを考えられているのか、30年で終わらず努力をどのようにされるのか、この3点をお聞かせください。

○石井街路課長 まず都市計画決定ですが、大阪市内は戦災復興として道路を都市計画しているものがほとんどであり、この路線も昭和21年に都市計画決定しております。

また、事業予定年度の変更は昨年度行っており、予算編成などに合わせて改めて見直し、残物件や工事の進捗などを踏まえて、平成30年度に変更しております。

今後の取組ですが、やはり用地取得の進捗が課題であり、改めて地域の権利者と平成30年度を目標とした全体のスケジュールも含めてご理解をいただくとともに、最終的には収用の裁決申請も視野に入れながら進める必要があると考えております。

○岡委員 この地域は木造密集地域で表通りは結構建てかわっているんですけども、裏に入りますと大変な街区内スプロールですね、ここはね。そういうところなので、ぜひとも早期にやっていただかないと地元の方々も延焼防止のためにもある程度の部分は必要です。早目にやっていただきたいと思います。

○内田座長 ありがとうございます。高瀬委員。

○高瀬委員 事業の評価がAかBということで、終了年度の時期の宣言ということが一つ上の方にあると思うんですけども、総論としてはここに書かれていることについて別に異議はないんですけども、皆さん先ほどからおっしゃっていて今までもそういう議論がずっとあったんですけども、残り15パーセントでも1パーセントが残れば完成はしないということになると思うんですけども。今、残り15パーセントの取得について、済みません、データがないからよく分かりませんが、努力をすれば用地取得が終われば頑張るとか書かれていて、それももちろんそのとおりでと思うので、やっぱりポイントは用地取得だと思ってしまうんですけども、去年見直されて完成年度を平成30年度にされた段階の議論の資料として、15パーセントの大体今何パーセントであとこの1パーセントがもうじきこの2年で片づくはずとか、何かそういう根拠づけるデータとかはあった上での完成年度の議論はされたのかどうかということがちょっと分からないんですけども。だからあと10パーセントは大丈夫、ただこの5パーセントは収用も関係して、ちょっと考慮しないといけないとか、いろんなそういう細かい議論をされた上での完成年度かどうか。されていると思うんですけども、そのあたりをちょっと御説明いただければと思います。

○石井街路課長 権利者の方との交渉の進捗具合などから買取時期の見込みを立てるとともに、工事着手しているところとの整合性を考慮し、平成30年度に完成という計画としております。

最終的にこちらの計画どおりに事業協力が得られない場合は、収用裁決申請も視野に入れてこの期間を見込んでおります。以上です。

○内田座長 後ほどまた詰めて議論するとして、松井委員から。

○松井委員 私も委員の先生方がおっしゃったとおり、この30年に完成を見込んでいうふうに記載されていますけれども、その根拠となるものについて非常に、どういう根拠でといいますか、どういうスケジュールを考えられた上でこういうふうに30年度の完成を見込んでらっしゃるのかということころはもう少し具体的な根拠があるのか、ないのか、なければ困るということもあるんですけども、やっぱり非常に気になっているところがございます。

あと済みません、これは本当に全くの素人考えなんですけれども、この拡幅をすることによって災害が大きくなることを防ぐといいますか、延焼を防ぐ、防災機能の向上を図ることなんなんですけれども、それはここの道路を広くすることによってかなりその効果

は図れるということなんでしょうか。

○石井街路課長 現状は、車道が東西1車線ずつの道路であるため、建物の倒壊によりそれが車道を塞ぎ車も人も通れない状態になります。このため、更に道路を10メートル拡幅し、建物倒壊時の通行機能を確保するなど防災性の向上が図れると考えております。

○松井委員 そういうことなんですね。分かりました、ありがとうございます。

○内田座長 松島委員。

○松島委員 はい。私からは必要性のところについて確認をしたいと思います。先ほどからありますように、本街路事業の主な目的としては、やはり災害対応というところが大きいと思うんですが、その一方で、ここでやられている費用便益分析とかは交通量ベースの話ですので、資料2-3の3の①のデータをつけていただいております自動車交通量を見ますと、17年から20年に結構減っているんですね。27年になると、このままトレンドで減っているとは思わないんですが、この交通量の減少ということが事業の必要性自体に対して、それほど影響しないと言えるかどうかというのが1点。むしろ災害予防の方が重要なので、その必要性が強いので必要だという御趣旨かと思いますが、その辺を確認したいのが1点目です。

2点目ですけれども、位置図の方を拝見しますと現在の事業区間は途中でとまっているようなところになってますよね。本来、多分大阪堺線、それからその左側にある区間とつながるところまでが全体区間だと思うんですが、今回の事業区間はこの680メートル区間なんですけれども、これはもちろん全部つながる方が効果が発現しやすいだろうということは想定されるのですが、そのつながらなくても同じような効果、もしくはつながらなくても必要な効果が発現できるのかというところ、その2点を教えていただけますか。

○石井街路課長 まず交通量の減少による事業の必要性への影響ですが、ご指摘のとおり、この路線については、防災性の向上が見込めるところに大きな意味があると考えております。基本的に効果項目として数量化できるものは、時間短縮、走行経費減少、事故減少の3項目の便益であり、それ以外にも数値化ができない都市計画道路の整備による効用や便益があります。交通の定量的な計測は一断面のみですが、その部分の減少がこの路線全体の必要性を低くしているとは考えておりません。

次に事業区間の考え方ですが、区間の西端は南北の都市計画道路加島天下茶屋線（通称名なにわ筋）との交差点であり、ここから東端の国道26号の交差点までを繋ぐ幹線道路とし、幅員25メートルで整備することで事業効果の発現も見込んでおりますが、西端では現況道路と取り付けるための処理が必要となり、合流帯をつくる目的で交差点を越えた区間の設定としております。

また、この区間から西側の未着手区間についても、現道は15メートルの幅員がありますので、交通機能としては一定有していると考えております。この区間が完了すれば、今後、更に西側の未着手区間についても事業化を検討する必要があると考えております。以上です。

○内田座長 では一通り御意見、疑問点等を出していただきましたので、この様式に従って再度具体的に確認していきたいと思いますけれども、今、松島委員から御指摘いただいたところに絡んで、様式の表面3、事業の必要性の視点の中の①のところなんですけれども、ここで社会経済情勢等の変化を書きなさいということになっているんですけれども、文章そのものを拝見したときに、第1項は「緊急時の避難路等として必要性が高まっている」変化でなおかつ高まっているということは、確認ですけども、前回の評価時点に比べてより緊急時の避難路等としての必要性が高まったんでしょうか。以前からこれは重要なんじゃないですか。特に情勢変化はないんじゃないかと思うんです。

○石井街路課長 社会情勢等の変化に関しては、前回の再評価以降、東日本の大震災等の発生があり、その被害状況などから地域の防災性などについて市民の方の関心が高まっていると考えております。

○内田座長　そこでは必要性が高まっていて、松島委員が具体的に指摘された交通量の面から見ると、むしろ減っていて必要性は減っているんじゃないですかということについても、何らかのコメントは必要じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

それから同じく必要性の④のところですけども、松井委員から御指摘、御質問いただいた内容ですけども、先ほどの①のところでも書いているように、他の委員の方も御指摘されたように、これ交通処理が主たる目的ではないという見方もできるわけですよ。交通量が減っていても引き続き重要ですよ。主じゃないと言ったら怒られるかもしれませんが、非常に大きな目的として密集市街地における正常化というのがやっぱりあるかと思うんですけども、そのあたり④のところ、定性的ですけども、定性とは言いながら若干中身、重要性が分かるようなものというのがもっとあってもいいんじゃないでしょうかというのが、松井委員の御指摘だったというふうに私は理解しましたけれども。それで、国交省の方のマニュアルにおいても、定量化できるものについて確実にできるのは、交通絡みの3項目だけなのでそれについてはちゃんとプロセスに従ってやってください。だけでもそれだけで決めちゃだめというのもしつこく書いてますよね。まさにこういったような部分で、この事業の必要性というのを丁寧にもっと、言い方はあれですけど、住民の方々に分かるように、本当に必要なものについては正しく分かるようにアピールしていただくというような工夫が必要でないかなと思いますけれども。

それらのトータルとして⑤、事業の必要性の評価、このあたりいかがですか。書いている順番で行くと、評価がA～Cになっていると。

○石井街路課長　先ほど評価分類の整理のところ、社会情勢等に関して定量的な項目と定性的な項目で前回から少し変化しているところもありますが、それらを考慮しても適合していると考えており、評価をA～Cとしております。

○内田座長　AからCということですが、どうでしょう。まず、この表面について具体的にちょっとお願いしたいと思っておりますけれども、水谷委員、いかがですか。

○水谷委員　必要性はもうあるというので、それは問題ないんじゃないかと思っております。それをいかに実現するかというところで滞っているの、それを高瀬委員も言っておられたと思うんですけども、そこをどうやってやるのかという具体的な、そこだけが多分大きなポイントではないかと思うんです。

○内田座長　松島委員、いかがでしょうか。

○松島委員　私も先ほど質問いたしましたけれども、事業の必要性について異議があるわけではありません。ただ、今座長がおっしゃったように書きぶりとして、もし若干の変更が可能であるならば、そういう緊急の避難路というのをもっと前面に出していただくことより分かりやすくなるかなというふうには思います。

○内田座長　御質問いただいていた松井委員、いかがですか。

○松井委員　そうですね。私も必要性については理解いたしましたので、防災面から必要であるというのをもっと前面に打ち出されたら分かりやすいのではないかなというふうに思います。

○内田座長　はい、ありがとうございます。そしたら当面の座長の方からの提案としては、表面に関して、結論については全く異論はない。妥当な結論であると、ただよりよい理解のために今後同種の資料をつくるときにはもう少し定性的な項目についても、分かりやすいようなものをもっと盛り込むとか、それとか記述の順序とかも工夫していただけるとよりこの事業の意味というのが伝わるのではないかなというように今後に向けて、サジェスションとしてお伝えしておきたいと思っております。

裏面の方に移って、このあたりについては大きな部分としては、罫線が太くなっているところかと思っておりますけれども、ど真ん中にある⑦、事業の実現見通しの評価、松井委員の方で用地取得が終わればやりますよと、それは当然でしょうと。用地取得が終わるかどうかというあたりをそれなりに書くかどうか。次の5のところ、事業の優先度の視点の評価

で下の方ですけど、「事業が遅れることによる影響」ということで、「特に影響がない」わけではないでしょうと。これ、遅れたらどうかという話なので、遅れたらやっぱり困るような事業だからこそやっているんじゃないかなと思っているんですけども、というのが皆さんの御意見を聞いていて私の印象です。

水谷委員、まさに聞いているところですが、どうしましょう。どういった方向。

○水谷委員 だからまず座長が言われた⑦のところで、「用地取得が終われば」というところが具体的にどうすれば用地取得が進められるのかを書かないと、前と変わったというあれがないですよ。だから用地が遅れているからこの事業が延びたというあれなので、それを進めるためにどうするのかというのを具体的に書いていただきたいというのがポイントだと思います。それと影響がないというよりは、遅れることによって防災の面も含めて災害がもし起きた場合に影響が大きいですよ。だから早急に進めないといけないというようなこともやっぱり書かないと。影響がないって、そしたらもうやらなくていいのと言えますから、そこのところは直さないといけないと私は思います。

○内田座長 高瀬委員、いかがでしょうか。

○高瀬委員 つけ足すところはございませんが、しつこいようですけども、何らかの用地取得に関するデータをつけるかどうかは別にして、説明資料としていただければありがたかったかなというふうに感想としては思います。

○内田座長 松島委員いかがでしょうか。

○松島委員 まさに高瀬委員、おっしゃったとおりで用地取得の見込みについて、何か補足があればよりよいかというふうに感じます。以上です。

○内田座長 どうしましょう。この評価書自体、文言の修正を求める方がより好ましいか、以後気をつけて進めていきたいと思いますというレベルの話なのかというあたりですけども、先ほど水谷委員から御指摘いただいたのは、もう再評価自体も2回目、前回と一体何が違うのかというところがもう少し分かるような書きぶりでない、やはり着実に進んでいくよというのを納得するのは厳しかろうという、厳し目のコメントだというふうに私はとりましたけれども。変更の候補の場所としては、今、具体的に議論になっている⑦の「用地取得が終われば」というあたりをこれこれこういったような方法で用地取得を進めるというような書き方にするのが1つの候補です。

それから5のところでは事業が遅れることへの影響については、遅れたらどんな影響があって困るから、だからどれだけ頑張るかというのがこの5のところでは求められているところだと思うんですよ。優先度の視点の評価ですから、だからやはり災害時の危険性等を考えると、それは遅れたら当然困るというような書き方にすべきであろうかと思っています。

もう一カ所、下の6の特記事項、ここだけを変えるという手もないことはないかなと思ったのですが、後ろの方、「現在、その方針に沿って事業を実施し、平成30年に完成を見込んでいる。」「その方針に沿って」というあたりをもう少し具体的に書いていただく。上の⑦のところが適切に書かれたら、違う場所は必要ないかもしれませんが、いかがでしょう。

まだ、意見交換というレベルでいきたいと思いますが、どう思われますか。

水谷委員。

○水谷委員 最終的には座長の判断に私はお任せしますがこれ公表されるとすれば、もし公表されて、なおかつある程度文言を今の段階で修正が可能であれば、やっぱり⑦のところって用地の取得が終わればってこれは当たり前なことなので、前の遅れた理由が用地取得ができなかったから、その理由を書いてないとやはりこの評価委員会で何をやってたんやろうって思いますよね。私も、何度も何度も同じことを言うのはもう疲れてきましたから、ここでやはり責任が、市民のかわりの代表で、ここで評価する立場とすれば用地取得を何らかの形で進められるような何か方策を幾つか、前と違った形で、これをやることによって用地取得を進められる可能性があるというようなことを入れていただければとい

うふうに思います。もしそれが無いようだったら、やっぱり困るので、今までここには資料としては上がってきてないけど、いろいろやられているというようなことを含めて、その方策を書いていただく。ただちょっと強制的に収用するようなことまで書くとなると、ちょっとそれはやり過ぎだと思うので、そこではなくてもう少し違う書き方の方がいいかなというふうに思います。以上です。

○内田座長 はい。岡委員、いかがですか。

○岡委員 私は、必要性については特に5番のところの「特に影響はない」というのを変えてもらうということ、困ると、一刻も早くという話だと思います。また質問に戻るんですけど30年でだめだったらまた延びるんですか。

○石井街路課長 そうならないように努めたいと思っております。

○内田座長 当然延びていく訳で、ただ今回延ばすに当たって、昨年度完了予定年度を予算申請に合わせて延ばしたということですけども、平成30年にしたのは何ですか。別に5年単位で32でもよさそうなものなんですけど。

○石井街路課長 用地取得の見込みなどを考慮した完了予定年度としております。

○内田座長 だからそれなりにある訳ですからね

○石井街路課長 実際の事業のステップは、用地買収が完了したところから順番に工事を実施することを考えて、このような年度になると計画しております。

○内田座長 他の委員の方、いいアイデアはないですか。松井委員、いかがですか。

高瀬委員。

○高瀬委員 そうしましたら、「用地取得が終われば」というところの表現なんですけどもね、前回と違って収用を書くかどうかとして、こういうのでこうこうして行って、工事が実際に1年で仮に済むと、ちょっとよく分からないですけど、平成29年には用地取得がほぼ終わる見込みであって、その後1年間で集中して工事を終わって完成年度にする予定とかですね。ちょっと分かりませんが、何か書ける範囲でもうちょっと書き込んでもいいかなという気もいたします。

○内田座長 松島委員、いかがでしょう。

○松島委員 それが書けたら苦労されないという気もするので、なかなか難しいとは思いますが、実際に年月を書くかどうかは別として30年であれば今、高瀬委員がおっしゃったように1年ぐらい前に終わっているであろうという想定はつくでしょうから、その方策を書いていただくというのでいかがでしょうか。

○内田座長 方策。

○大東P D C A担当部長 ちょっと局の方からなかなか具体的には申しづらいところもあるとは思いますが、先生方から多数御意見を頂戴したということでもございますので、その辺も踏まえまして、局の方には御一考いただいた上で対応していただくということで進めさせていただきたいというふうに思うんですけども、座長、いかがでしょうか。

○内田座長 その辺に絡んで、ちょっとこの資料の扱い、公開等に関して確認したいんですけども、資料の1、実施方針の3ページのところに(2)として市民情報プラザへの配架と、「次の情報を市民情報プラザに配架する。」どなたでも見ていただけるということとして、「本日の配布資料一式」ということになっております。この「配布資料一式」というのをどの段階のやつと解釈すればいいでしょう。

○大倉P D C A担当課長 基本は当委員会今日開いた分の資料というのは、それはそれで公表と考えてます。

○内田座長 始まった時点のやつ。

○大倉P D C A担当課長 あと最終的には、いわゆる対応方針という形で先生方からの意見を取りまとめた上で局の方で対応方針(案)の案をとって、公表するという形になりますので、事務局の考えとしては今日の議論があって、それを踏まえて局の方で対応方針を中

心に表現を見直していただいて、それを最終決定して公表していくというようなもので、その議論を経て、最終どうなったということを含めて公表していくことを考えております。

○内田座長 対応方針は別のところに行くわけですね。この場で言った有識者の意見、有識者会議の会議録というところでこの辺について意見が出て、変えていくことになったというところはまとめて市民の方に公開されると。

○大倉P D C A担当課長 それは議事録として、議事要旨も含めまして、最終今日の意見を取りまとめたものは取りまとめたものとして公表して、その意見を取りまとめた公表の後に局の方から対応方針ということで最終的にこういうふうに変えましたというか、最終こうなりましたというものを出示していただきます。

○内田座長 はい、分かりました。最終、やはりどこまでどう書き込めるかという話は今この場では難しいと思いますので、この場所についてより適切な表現をお願いするということが今日まとめておきたいと思っておりますけれども、ですからいかがですか。先ほどちょっと挙げた2カ所か3カ所になろうかと思うんですけど、⑦のところ、「用地取得が終われば集中的に工事を実施し」という部分について、もっと「用地取得を進めて」ぐらいでもいいかなと思ったりしてたんですけど、もう少し具体的に目標の年度であったというのが入ってくると、よりよろしかろうということだと思います。

それから5の事業の優先度の視点のところ、ここを例えば思ったのが災害時の住民の避難の話であったりとか、防火の話から考えていくと事業の完了、これは一刻も猶予がないというようなことをやはりはっきりと出していただくということが必要でないかなと思います。

もう1カ所、特記事項のところ、だから上の⑦のところに書くのか、なかなかたくさん具体的なことが書けないのであれば、特記事項だというこのラベルを有効に理解していただいて、ここに書ける範囲内で具体的な手だてとか見通しとかいうあたりを書き込んでいただくと、上の⑦のところがより理解しやすくなるかなと。これは必須じゃありませんけれども、⑦、5については今のような方向でまとめていただければなと思います。

そのようなことを適切にやっていただけるという前提のもとで、対応方針の案についてはいかがでしょうか。事業継続のA、最優先で進めていくものだと。これについては先ほど来、皆さん異存ないということだったので、これについては妥当と認めるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○内田座長 1件目については以上のようなことで、事務局よろしいですか。

○大倉P D C A担当課長 はい。

○内田座長 では時間は押していますけれども、2件目について、まず資料の説明をお願いいたします。

事業番号2 淀川北岸戦（菅原）整備事業

○石井街路課長 2つ目の案件、「淀川北岸戦（菅原）整備事業」について説明いたします。

資料2-4です。この事業は前回再評価から評価や社会経済情勢の変化がないため、調書を簡易版として作成しております。事業内容については道路の新設になります。延長が約1,190メートル、幅員が22メートルの歩道と4車線の道路を整備する事業になっております。

この路線は、次項の図1に示しておりますが東淀川区東淡路から菅原までの淀川の北側（右岸）を通る都市計画道路になります。

資料2-4に戻りますが、事業目的は、この区間の整備により本市の東部における機能的・効率的な幹線道路ネットワークの形成による自動車交通の円滑化、歩行者の通行空間

確保による安全性などの向上を図るものとしております。

次に、事業の概況ですが、事業は平成13年度から着手しており、現在、事業完了目途を平成32年度と見込んでおります。総事業費は、前回同様147億円と試算しております。進捗状況としては、次項図2に用地の取得状況を示しております。この図でハッチがかかっているところが残物件であり、現在の取得状況は、面積ベースで約6割弱を取得している状況です。

資料2-4に戻りまして、6の前回再評価からの実施状況は、目標年度までに完了できるよう用地取得を進めるとともに、更にこの事業区間では鉄道の新線事業であるおおさか東線と交差しており、その部分のアンダーパス工事についても鉄道事業者が実施しております。

続いて、視点ごとの評価ですが、事業の必要性においては、市北東部における幹線道路ネットワークを形成する上で必要となっております。また、この事業区間にある既存道路が抜け道として利用されているため、通過交通が非常に多くなっております。更に地区周辺での渋滞の発生や、西側区間の一方通行部分における周辺住宅地内での迂回車両の増加など、交通安全上の課題を有しており、その解消に向けて事業実施の必要性は高いと考えております。

事業の実施見通しですが、前回同様平成32年度に全線完了を目指しております。まずは事業区間の西側区間で対面通行化に向け、おおさか東線事業とも連携を図りながら段階的な整備に取り組むとともに、事業用地の確保については、大規模な事業所の用地取得に目途が立つなど進捗しております。このため、年次計画どおりの予算が確保できましたら、完了年度での完成が見込めると考えております。

また、残物件は、面積比で約4割であり、その4割のうち半分程度は具体的な用地取得に向けた交渉に入っております。特に、この路線の特徴的なところは、用地の権利者が公的な機関である他の自治体や学校関係、そのほか大規模な工場など比較の一つの物件が大きく、一件の契約により用地取得の進捗率が大幅に上がることも、平成32年度の完了と見込んだ要因と考えております。

次に事業の優先度ですが、本事業は重点整備路線等には位置づけておりませんが、おおさか東線の平成30年度の開業など、その事業に影響を与えないよう連携を図りながら立体交差などの工事を行い、着実に進めることとしております。

対応方針（案）については、事業継続Bとしております。これも前回と同様です。

理由は、本路線の整備は市北東部における機能的・効率的な幹線ネットワークを形成し、アクセス性の向上と歩行者等の安全・安心な通行空間を確保するために必要な事業であると考えております。更に、本事業区間西側の西行き一方通行の対面通行化など段階的に整備を進め、事業効果の早期発現も目指したいと考えております。用地取得を進め、関連するおおさか東線事業とも連携し、年次計画どおりの事業費を確保することで完了予定年度の完成が見込めることから事業継続Bとしております。

今後の取組についても、予算の範囲内で着実な事業実施に努め、完了予定年度の完成に向けて取組みたいと考えております。

以上です。

質疑応答・意見聴取（事業番号2 淀川北岸戦（菅原）整備事業）

○内田座長 はい、ありがとうございます。では、委員の皆さんからまずは御意見、御質問、御自由をお願いしたいと思いますけれども。

松島委員。

○松島委員 御説明の内容はよく理解できたつもりですが、資料2-4で一番最後、裏の図3の進捗率の推移のグラフをつけていただいているのですが前回から比べて少し、

前回のときよりやや遅れているわけですし、これがまた急に立ち上がるというグラフを描かれているんですけれども、「はい、そうですか。」とはなかなか言いにくいかなというふうに考えます。先ほどの案件でもあったように、先ほどの場合は予算措置も踏まえて完成予定年度の変更をされたという話なんですけど、これももう一回多分、このまま行くとかかるんですかね、もう一回はかからないのか。なので、再評価前に予定どおり行ったら終わりますね。どのタイミングでやるのがいいのか、なかなか難しいと思うんですけれども、もう少しこの前回の想定に比べてスピードアップできるということについての根拠があると、我々も分かりやすいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○石井街路課長 先ほどの案件と同様に用地取得に時間がかかっていますが、ここは大規模な物件が多く、権利者数も限られており、一件の買収によって数パーセントの単位で事業の進捗率が伸びるため、権利者の方には全体の工程を示すことで協力を得ながら、平成32年度の完成に向け、用地取得に努めたいと考えております。

○松島委員 ただそれは多分5年前も分かっていた話なので、余り5年たって遅れていることの理由、御説明にはならないような気がします。

○内田座長 今挙げられたような話でいうと、だったらもうとっとと終わっているはずでしょということにしかないので、ちょっと思ったのは、JR絡みですよ。おおさか東線の影響というのはないんですか。ここに合わせて遅れているというような事情はないですか。

○石井街路課長 その部分はおおさか東線と連携して、特に進捗を図ることとしており、図2の交差部付近の未買収のところは、契約に向けて交渉を進めている状況です。

○内田座長 いや、申し上げたかったのは、おおさか東線の方が、これもかつての計画よりは進捗が遅れていたかと思うんですけれども、それに引きずられて遅くなったというような事情があったかどうか。

○石井街路課長 事業の進捗に関して、特に関連はありません。

○内田座長 関連はないですか。じゃあ何で遅くなったんですか。本当、先ほどの案件と一緒にこれだけ用地買収に今まで手間取っていたのに、急に早く行くよと言われてもやっぱりそれは何でかなという疑問がどうしても出てきちゃうんですけれども。

はい、どうぞ。

○岡委員 これ図自体は面積ですよ。進捗率って何を。

○石井街路課長 図3は事業費の進捗率を示したものです。

○岡委員 事業費ということは結局面積とかに係るわけですね。件数でいったらどんな感じになるんですか。最後の方に細かいのをだだっとやられて、件数的には最後もう残り少ないという話なのか。

○石井街路課長 現在の残物件は24件です。

○岡委員 24件。元々幾らあったんですか。

○石井街路課長 当初の数は確認し報告いたします。また、24件のうち、300平方メートル以上の大きな物件が12件程度あり、その買収に目途を立てることで85パーセント以上の用地取得が見込めます。

○岡委員 今まで大型のところ、大きな面積を持っておられるところが全然動いてなかったという説明ですね。

○石井街路課長 はい。

○岡委員 で、これから一遍に動くわけですね。

○水谷委員 それは動かさなかったのか、動かさなかったのか。

動かさなかったのだったら今から本気になって動かしましょうよで行けると思うんですけれど。

○石井街路課長 両方あります。交渉において企業側の事業における時期的なものや、具体的な交渉に至らなかったものなど、そのような中で一遍に交渉を行うのではなく、順次優

先度の高いところから進めたいと考えております。

○内田座長 ただ進まない中で、全部一遍にテーブルの上に置くわけにいかないし、全体ができるわけでもないのに、早目に買って損するよねという判断もあるんでしょうね。

高瀬委員、どんな点でも結構です。他の点でも。

○高瀬委員 遅れた理由はちょっといろんな諸般の事情があったかと思うんですけども、そうすると大きなところの24件中12件が大体内諾は得ておられる方向なので、それがまると残りの方も多分周りが逆に同意されているということで進むだろうという根拠というか見通しを持たれているという理解でよろしいですね。

○石井街路課長 残りの物件の半分程度が交渉に入っており、今後、進捗していくという見込みと、それにより段階的に整備効果を発現させるため、道路ネットワークが確保できる箇所について、工事に着手したいと考えております。その様にして、整備効果を発現させ、事業の進捗状況を残りの権利者の方にも示し、協力をいただきたいと考えております。

○内田座長 水谷委員、いかがですか。

○水谷委員 同じことになりますかね。

○内田座長 松井委員。

○松井委員 同じようなことなんですけど、今残物件、24物件ということでおっしゃったんですけども、24物件というのは3年ですとか、4年ですとかで買収が完了させることができる件数なんですかね。多分、これ以外にも先ほどの花園町の分とかも、他にも買収物件がたくさんあるかと思うんですけども、手が回る範囲内の件数なんですか。ピンと来ないんです。

○石井街路課長 ここ5年（22年度から26年度）の買収実績として、この淀川北岸線（菅原）は、約16件契約しております。この実績を踏まえ、精力的に交渉を行うことで可能であると考えております。

○内田座長 はい。そろそろ結論に向けての議論に移りたいと思いますけれども、これ簡略版の様式ということになっておりますけれども、今のところ関連するのは、7、視点ごとの評価の事業の実現見通しというところかと思えます。ここ、2つの内容が書かれているので、まずはっきり分けていただいた方がいいのかなと思いますけれども、前半部、「対面通行化に向けておおさか東線事業とも連携を図り、段階的な整備に取り組む」と、これは着実にやっています。一方、今さんごん議論になっていた事業用地の確保ということについても、大規模施設の用地取得に目途が立つなど着実に進捗しているということでもよろしいですか。今の御説明だったら、だからここは段落とか分けていただいて、はっきり事業用地の確保についても見通しが立っているんだということを形の上でも分かるようにしていただければ、ある程度答えということになっているのかなと思うんですけども、水谷委員、いかがですか。もっとそれではあかんよということ。

○水谷委員 ここに関してはもういいかと思いますが、後のところでBということは、予算の確保が立つものの優先がBのランクにあるということは、多分32年度までには完成できないんじゃないかなということ。

○内田座長 Bになっている結果としてですね。

○水谷委員 ええ、ということかなというふうには思うんですけどね。

○石井街路課長 事業費確保の面からは、対応方針Aの事業から優先的な配分となりますので、残った事業費の中で着実に進めるという評価にしております。そのため予算の影響は受ける可能性はあります。

○内田座長 予算がとれば32年度という。だから、このあたりはもう特段、このあたりについて、この書類としては余り手を入れるべきところとか、最終的な判断についてというのはないように思いますけれども、いかがでしょうか。

1つ、気になっているところが実は僕としてはありまして、図1の位置図というのがありまして、道路ネットワークの広域な観点から見ると、この当該区間の西側に接続して事

業中区分というのがある、こういうような事業中区分とかが思うようにできたら実は当該区分がなくても広域的にはいけるかもしれないという疑問も生じたりするわけです。これ自体、淀川を渡っていくような未整備区分とかいろんな分とのつながりで出てきているんでしょうけれども、これから広域的な交通流動から見ていくとこの道路ネットワークは本当に必要なのかなという疑問も生じないではないです。

言いたかったのは、簡略版の様式というのを定めていただけてますけれども、このあたりでもやっぱり社会状況の変化であったりとか、優先度の視点でぜひともこれをここまでやらないと困るといふ、事業が遅れることによる影響とかいうあたりは評価していただいた方がいいんじゃないかなということを感じました。当初の都市計画道路として、これが位置づけられたときには、いろんな必要性があったんでしょけれども、今となつては抜け道交通が多いからその安全対策のためにここを早くつくらないと困るといふようなことしか実は意味がなくなっているという危険性もあるなど、実際のところは分からないですよ。それが分からないので、引き続きこれを優先的にやっておかなければいけないということをもっと積極的に書いていただく。遅れたらこんな影響があるよという項目をちょっと入れていただけるとより適切な判断ができるんじゃないかなと思います。

最後にちょっと余計なことを申し上げましたけれども、今のは今後に向けてのサジェスチョンということで、この2件目の案件について、皆様の御判断を確認させていただきます。

再評価の結果及び対応方針案、対応方針の案としては事業継続のBですけれども、これについて妥当という判断でよろしいでしょうか。

水谷委員。

○水谷委員 これいつも同じような個別の案件で評価するとなると、やはり建設局さんの街路とかいろんなものの予算配分をどこにやるかというのが分かった上でこれをされているから、我々の方としては全体が見えないので、そうするとそうせざるを得ないのかなとは思いますが、ただいろいろ今までの案件を見ていると、たくさん案件を同時にやっていて、それが進められないことによって事業が長期化して全部中途半端になってしまっていて、全部とは言わないけれども多くの案件が中途半端になってしまっているというようなことが生じているから、そのやり方も含めてやらないといけないのかなというふうには思います。ただ、同時にこういうふうな案件というのはその集中して選択してやるとなると、やはりそれぞれの地域とかの事情もあるから、そうすると自分たちのところにはそれをやらないのかというふうになるというのも同時に理解できるので、その辺が難しいなというふうには思います。だから、一度建設局さんの方でもできるだけ期間を短くできるように完成に行けるようなやり方をできる範囲で考えていただくということで、今回これに関してはBはやむを得ないかなというふうには思います。

○内田座長 はい、ありがとうございます。トータルでいろいろ考えていくことに関して、今日は後ほど報告事項に上がっているような年度毎のレビューなんかも関連してくるかも分かりませんが、それはそれとして今後気をつけていくことにして、今回、具体的な案件でありますこの事業に関して、事業継続Bという判断について妥当ということではよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、以上2つの再評価について御判断いただいて、判断内容については妥当であるという結論ではありますけれども、資料の文言について改めていただくとか、幾つか意見が出ております。そのあたりは、この有識者会議の意見として事務局でまとめていただくことになろうかと思っておりますけれども、そのあたりについて事務局から予定を説明していただけますか。

○大倉PDCA担当課長 そうしましたら、今の2物件御議論いただいたと思っておりますけれども、本日の会議の内容ですね、整理をさせていただきますして、事務局として有識者会議の意見ということで、取りまとめを進めていきたいというふうに考えております。一応、

意見を取りまとめるという形での資料の方は事務局で作成させていただきますので、またそれぞれ委員の皆様にはメール等で送付させていただきますので、内容の方の確認をいただければというふうに考えております。最終的には座長の御了解をいただきながら当会議の意見として公表していきたいと思っております。公表につきましては、大体11月から12月を目途に考えておりますので、日程が決まりましたらその旨は御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(3)再評価対象外事業について（報告）

○内田座長 はい、ありがとうございます。

では議事を進めたいと思います。議事次第を御覧いただきまして、報告が2件ございます。

（3）再評価対象外事業についてということです。まず、資料説明お願いいたします。

○大倉P D C A担当課長 まず報告事項といたしまして、今回新たに90パーセント以上進捗し、また5年以内に完了の目途が立っているものにつきましては、いわゆる先ほどの対応方針で継続するかしないかという評価もせずに評価の対象から外すということを規定を改めて設けさせていただいたところに該当する物件が1つございます。

それが資料3のところに載せさせていただいている分で、淀川北岸線の電線共同溝整備事業というものでございます。これにつきましては、まず1枚目のところで前回、平成22年には継続Aというところに対応方針を決めて進めてきておりまして、ちょうど平成26年度の段階で整備延長の見直しをされております。具体的にはその1,430メートルから750メートルということに整備の延長を見直しされて、電線共同溝の効果を発現することを優先して事業を見直されたということで、見直した結果、事業の進捗については90パーセント以上になっているということで、進捗率が98.7パーセントとというふうになっております。

次の2枚目の方に今後の対応方針というところで書かせていただいておりますが、この資料をつけさせていただいているのは、昨年度のこの会議での議論の場で90パーセント以上ということで対象外にしたやつをそのまま何も見ずにということで済ませてしまうのはどうかというような意見がございましたので、次の毎年の自己評価と関連するんですけども、今後対応方針の方で示させていただいて、来年度以降はその前年度の取組、完了までに確実に取り組んでいるかどうかというところは毎年その課で自己評価をしていただいて、それを公表していきたいというふうに考えておりますので、そこで今後の取組方針ということで記載をしていただいております。この今後の取組方針ということで、既整備区間の事業効果を発現するために必要な予算を確保するため、平成29年度での事業完了を見込んでいるということで方針の方をお示しさせていただいて、90パーセント以上進捗ということで、再評価から外しているということを資料としてつけさせていただいております。

一応簡単ですが、報告ということにさせていただきます。

○内田座長 はい。資料3について説明していただきましたけれども、この資料の内容について、御質問、御意見あればお願いします。

確認ですけども、非常に困難なところについては別事業ということで切り離して、できて意味があることだけを早目に完了して、共同溝として有効にされていまいしょうという形の見直しを平成26年度に行ったということかと。見直した結果として、事業費ベースで1.3パーセントということなんですけれども、これで完了年度29年度って何かえらい先ですけど、こんなもんですか。

○大倉P D C A担当課長 聞いてますのは、いわゆるまず企業体との調整、電柱を抜柱していくというところでの調整も含めて必要なのでそういう期間を設定したと。

○内田座長 安全側を見た目標年度。必ず行けるという安全な目標ですね、はい。いかがでしょうか。よろしいですか。

(4)継続中事業の自己評価結果について（報告）

○内田座長 はい、もう1件、報告事項がございます。（4）の継続中事業の自己評価結果についてということで、資料説明お願いいたします。

○大倉P D C A担当課長 はい、資料4の方を説明させていただきます。こちらにつきましても、昨年見直し検討の中で出てきました、いわゆる再評価した後の5年の進捗状況については、同じP D C Aの観点から各局の方で自己評価をしていって、それを示していくというようなことをやっていこうというふうにさせていただきまして、今回初めてこういったものを御報告、取りまとめをさせていただいております。

1枚目のところにつきましては、現在進捗している事業の件数と結果の方の取りまとめをさせていただいております。左手に再評価の時点でどれだけあったかということで、23、24、25年度の分、それぞれ数字を挙げさせていただいております。結果、今現在の時点で真ん中のAからCへ継続の状況ということで、46事業が継続中で、完了がこの間しているのが2事業ございます。

右に自己評価の結果ということで、全体46事業中35事業については再評価の時点で取組方針を示したとおりに進んできているということで、実施できたと。11事業については、取組方針に沿って結果的には事業を実施できなかったというふうなもの11事業あったということになっております。

具体的に特に事業を実施できなかったものにつきましては、先ほどから御議論があった、いわゆる11事業のうち8事業については用地取得のために工期を延長せざるを得なかったというふうになっているものです。具体的には1枚開いていただきまして、1ページの一番最初の自己評価の判定理由のところに残る用地の交渉に時間を要しているので完了予定の年度を見直したというふうなところになっております。そういったものの判定理由でバツということで、工期を延ばしたということでその右に改善方策と今後の対応方針ということで、何年度に目指すかというところの記載をそれぞれさせていただいております。

あと残り3事業のうち、2つにつきましてはいわゆる工事の進捗のところにおいて、地中障害物などが出て、工事上どうしても時間がかかったというふうなものになっております。それは7ページの阿倍野再開発事業の物件、24年度の02となっている番号をつけているもの、あとは12ページの一番上にあります25-14となっているものですね。479号線のこの事業についても支障物の撤去に時間を要しているというふうなもので延びているものです。あともう1事業は湧水が出てきて工事が遅れているというふうになっておりまして、そういったことで基本的に完了年度が延びたということそれぞれの理由を含めて自己評価についてはそのような形では11件ある。そういった状況でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○内田座長 はい、ありがとうございます。報告事項ということでして、こういった形で整理して進めているという資料だと御理解いただければと思います。この中身について細かく質問とかしていく時間はちょっととれませんので、御覧いただいて疑問点については、直接事務局の方へ問い合わせしてよろしいですか。

ということですけど、全体のこういった取組について御意見等ありましたら、お受けしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。これらの積み重ねが出てくると、他とのバランスでこの事業をこう評価する、対応方針はこれが適切ですよというのができるようになってくるかと思うんですけれども。

はい、では今日の時点においては、この報告事項は承知したということですのでよろしいでしょうか。

3 閉会

○内田座長 それでは予定されていた議事内容は以上かと思えますけれども、事務局の方から何かございますでしょうか。

○大倉P D C A担当課長 長時間、ありがとうございました。また繰り返しになりますけれども、先ほどの事業再評価につきましての御意見につきましては事務局の方で取りまとめさせていただいて確認の方をお願いさせていただきますので、またお忙しいとは思いますが、御確認の方をお願いしたいと思います。

それでは本日の会議については、これで終了させていただきたいと思えますので、どうもありがとうございました。